青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 この団体は、青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、近年の急速な情報化により、青少年が犯罪被害に巻き込まれるなど、メディア上の有害情報をめぐる問題の深刻化を踏まえ、青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、青少年指導者の意識の醸成やメディア対応能力等の育成を行い、青少年を取り巻く有害環境対策の推進を図る。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、県内関係機関及び関連団体を結集し、青少年を取り巻く有 害メディア情報からの保護及び適切なメディア活用に向けた意識醸成と、対応能力の養成のための 全県的な取り組みを推進するとともに、次に掲げる事業を行う。
 - (1)「青少年を有害環境から守る取り組み」の実施及び運営に関すること
 - (2)「青少年を有害環境から守るための広報啓発活動」の実施及び運営に関すること
 - (3)「メディア対応能力の育成活動」の実施及び運営に関すること
 - (4) その他、本会が必要と認める事業の実施に関すること

(組織)

- 第4条 本会は、次に掲げる機関及び団体をもって組織する。
 - (1) 奈良県
 - (2) 奈良県教育委員会
 - (3) 奈良県警察本部
 - (4) 奈良県子ども・若者支援団体協議会
 - (5) 奈良県PTA協議会
 - (6) 奈良県高等学校PTA協議会
 - (7) ㈱ドコモCS関西奈良支店
 - (8) KDDI ㈱関西総支社
 - (9) ソフトバンク㈱人事総務統括CSR本部ソーシャルビジネス部
 - (10) 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会
 - (11) 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会

(代表者会)

- 第5条 本会に代表者会をおく。代表者会は、各構成機関及び構成団体をもって構成し、本会の決議機関 とする。
 - 2 代表者会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となり、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 有害環境対策の基本方針に関すること
 - (2) 各種事業の実施に関すること
 - (3) 要綱の制定及び改廃に関すること
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な重要事項に関すること
 - 3 代表者会の議事は、代表者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 4 代表者会は、会議を開催する暇のないときは、書面をもって決議することが出来る。

(幹事会)

- 第6条 本会に幹事会をおく。幹事会は、別紙要領により定められた機関をもって構成し、本会の運営機 関とする。
 - 2 幹事会は、必要に応じ、事務局長が招集し、その議長となり、次の事項を協議する。
 - (1) 有害環境対策の基本方針に関すること
 - (2) 各種事業の実施に関すること
 - (3) 要綱の制定及び改廃に関すること
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な重要事項に関すること
 - 3 幹事会での決定事項は、代表者会に諮るものとする。 ただし、軽微な事項については、幹事会で決定できるものとする。

(作業部会)

- 第7条 本会に作業部会を置き、代表者会の決定事項及び方針をふまえ、実務的な作業にあたる。
 - 2 作業部会は、原則として本会構成団体の構成員により構成する。
 - 3 作業部会の作業経過は適宜、会長に報告する。

(役 員)

- 第8条 本会には、会長と会計及び監事各1名を置き、次の者を持って充てる。
 - (1)会長は、奈良県子ども・若者支援団体協議会長とする。
 - (2) 会計は、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課長とする。
 - (3) 監事は、奈良県教育委員会事務局学校教育課長とする。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 会計は、本会の経理を処理する。
 - 3 監事は、本会の会計を監査する。

(事 務 局)

第10条 本会の事務局は、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課内におく。 事務局は、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課長補佐を事務局長とし、 課員を書記として本会の事務を行う。

(経費)

第11条 本会の経費は、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課が管轄する事業費及び その他の収入をもってあてる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

この要綱は、平成23年11月18日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成25年5月16日より施行する。

この要綱は、平成26年8月18日より施行する。

この要綱は、平成27年5月21日より施行する。

この要綱は、平成28年5月20日より施行する。

この要綱は、平成29年5月19日より施行する。

この要綱は、平成30年5月15日より施行する。

この要綱は、令和2年7月30日より施行する。この要綱は、令和3年5月21日より施行する。